

8月1日(木)・2日(金)に札幌コンベンションセンターにて開催された「第69回日本病院学会」において京都府医療勤務環境改善支援センターより学会発表を行いました。

本学会のメインテーマは「その先の、医療へ」と題し、2日間に渡って開催されました。学会長講演、日本病院学会会長講演、日本医師会会長講演に続き、特別講演5題、シンポジウム9題、その他経営セミナー等3題、また、全12会場及びポスター会場にて行われる一般演題が約600題と非常に大規模でかつ充実した内容の講演や発表が行われました。

当センターは8月1日(木)の一般演題プログラム「働き方改革2」の部門において、「京都府医療勤務環境改善支援センターの取組み〜『京都いきいき働く医療機関認定制度』について〜」という演題名で発表を行いました。発表では、京都府独自の先進的な取組みである「京都いきいき働く医療機関認定制度」を平成29年1月より開始し、現在、京都府内167病院中82病院が宣言し、31病院が基本認定を受け、京都府内の多くの病院が勤務環境改善マネジメントシステムを導入し勤務改善に取り組んでいること、日々の業務の中で構築された病院との信頼関係の上で相談対応を受けていること、また、京都府内の多くの病院を訪問し意見交換を行っていることについて発表を行いました。

発表終了後の質疑も活発に行われ、病院全体での勤務環境改善の着実な取組みが成果として評価されることでスタッフのモチベーションも向上し、人材の確保・定着に繋がる本制度について、全国から集まった多くの参加者から関心・注目が得られました。



次回、9月28日(土)・29日(日)に開催される「第61回全日本病院学会in愛知」にて発表予定であり、当センターの活動を積極的に全国に広めていけるよう努力を続けてまいります。

京都府医療勤務環境改善支援センター

Support Center News

北部地域開催

医療勤務環境改善研修会
「多職種の仕事改革について」



September 2019. | Vol. 45

京都府医療勤務環境改善支援センター、京都労働局及び京都府看護協会の共催により、医療機関で働く多職種の勤務環境改善を図るため、医療勤務環境改善研修会「多職種の働き方改革について」(北部地域開催)を開催いたしました。2019年4月から働き方改革関連法案が順次施行され、医療機関においても本年4月1日から「時間外労働の上限規制」(中小企業は2020年4月から)、「年5日の年次有給休暇の取得義務化」等、医師の時間外労働の上限規制以外の働き方改革が適用されることになりました。

2020年4月(中小企業は2021年4月)には正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差をなくすための規定の整備等が義務化され、また、2024年4月からは医師の時間外労働の上限規制も適用されることから、各々の施行時期を見据えた対応が重要となります。

以上を踏まえ、令和元年7月18日(木)にサンプラザ方助にて、深澤理香氏(深澤社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士)を講師にお招きし、「医療機関における働き方改革と勤務環境改善の取組み」をテーマにご講演いただき、参加者は95名となりました。講演では「労働基準法等の改正事項」「医療機関の働き方改革」等について述べられました。今回、当日の講演内容の一部をご紹介します。



深澤理香氏

1. 労働基準法等の改正事項

①労働時間の上限規制

(施行日：大企業 2019年4月～、中小企業 2020年4月～)

これまで法律上は、残業時間の上限がありませんでしたが、労働基準法が改正され時間外労働の上限が法律に規定されました。残業時間の上限を法律で規制することは、70年前(1947年)に制定された「労働基準法」において初めての大きな改正となります。

	改正前	改正後
法定時間	1日 8時間 1週40時間	現行法と同じ
36協定	法定時間を超える場合の上限	法的な上限なし 法定上限の設定 月45時間、年360時間
	特別条項の場合の上限	上限なし 法定上限の設定 ①年720時間 ②単月100時間未満 ③複数月平均80時間 (②、③はいずれも休日労働含む)

※医師については、改正法施行5年後に時間外労働の上限規制を適用。

医療従事者確保・定着のための経営・勤務環境改善研修会

第1回

日 時：令和元年9月19日(木) 午後2時～午後4時
場 所：メルパルク京都
講 師：①黒川仁晴氏(京都労働局 労働基準監督課 地方労働基準監察監督官)
②丸毛信樹氏(京都府健康福祉部 医療課長)
テーマ：①「労働時間法制の見直し等について」
②「医師の働き方改革と京都府の取組みについて」
参加費：無料 ※(第1回目)は京都労働局・京都府・京都府医師会が協力。厚生労働省医政局医療経営支援課医療勤務環境改善推進室からの通知に基づく内容で開催。
定 員：200名

第2回

日 時：令和元年10月3日(木) 午後2時～午後4時
場 所：登録会館
講 師：馬場武彦氏(馬場記念病院 理事長)
テーマ：「医療側から見た働き方改革」(仮称)
参加費：無料
定 員：120名

第3回

日 時：令和元年11月21日(木) 午後2時～午後5時
場 所：登録会館
講 師：石井孝宜氏(石井公認会計士事務所所長・公認会計士)
テーマ：「地域医療構想・医師偏在対策・働き方改革、三位一体改革と病院経営」(仮称)
参加費：無料
定 員：120名

医療勤務環境改善研修会「多職種の働き方改革について」

京都市内・南部地域開催

日 程：令和元年12月12日(木) 午後2時～午後4時30分
会 場：メルパルク京都
開催内容：1. 基調講演
テーマ：「医療機関における働き方改革と勤務環境改善の取組み」
講 師：深澤理香氏(深澤社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士)
2. 事例発表(事務部門、看護部門より各1施設発表)
3. シンポジウム
参加費：無料
定 員：120名

8月の活動内容

1 医療機関の勤務環境に係る実態把握
「京都いきいき働く医療機関認定制度」を推進し、医療機関へ勤務環境改善マネジメントシステムの導入の促進を図ります。
◆「京都いきいき働く医療機関認定制度」実施確認
＜令和元年度合計：6病院＞

2 医療機関への病院訪問

勤務環境改善推進員および社会保険労務士等のアドバイザーを直接、医療機関へ派遣し、現状の勤務環境の把握、勤務環境改善に関する相談・支援を行います。
◆病院訪問
令和元年8月：2病院＜令和元年度合計：9病院＞

3 勤務環境改善に取り組む医療機関への個別支援・相談対応等

随時事業経営や労務管理のアドバイザーが医療機関からの勤務環境改善に関する相談、照会等に対応すると共に、ニーズに応じて医療機関に勤務環境改善推進員、社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、勤務環境改善のための取組みの支援を行っています。

4 勤務環境改善に関する研修会等の実施

医療機関を対象とした勤務環境改善に関する研修会等を開催します。

②年次有給休暇の取得義務

(施行日：2019年4月～)

労働基準法が改正され、2019年4月から全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

一定日数の年次有給休暇の確実な取得

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えられなければならないとする（労基法39条7項）

Point

- ① 対象者は、年次有給休暇が**10日以上付与される者（パートタイマーも同様）**
- ② 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日（基準日）から**1年以内に5日**について、使用者が取得時季を指定して与える必要がある
- ③ 年次有給休暇を**5日以上取得済み**の労働者に対しては、使用者による**時季指定は不要**
- ④ 労働者が自ら**申し出て取得した日数**や、**労使協定で取得時季を定めて与えた日数**（計画的付与）については、**5日から控除**できる

II. 医療機関の働き方改革

厚生労働省は令和元年7月1日で、「医師の働き方改革に関する検討会 報告書」の内容を踏まえ、医師が診療等の本来業務の傍ら、医師の自らの知識の習得や技能の向上を図るための「研鑽」に関する労働時間の考え方を示した通知を発出しました。また、医師や看護師の宿日直許可基準に関しても通知が出されました。

①医師の自己研鑽について

【医師の研鑽に係る労働時間に関する考え方について】（令和元年7月1日基発0701第9号）

医療機関等に勤務する医師（以下「医師」という。）が、診療等その本来業務の傍ら、医師の自らの知識の習得や技能の向上を図るために行う学習、研究等（以下「研鑽」という。）については、労働時間に該当しない場合と労働時間に該当する場合があります。また、医師や看護師の宿日直許可基準に関しても通知が出されました。

1. 所定労働時間内の研鑽の取扱い

所定労働時間内において、医師が、使用者に指示された勤務場所（院内等）において研鑽を行う場合については、当該研鑽に係る時間は、当然に労働時間となる。

2. 所定労働時間外の研鑽の取扱い

所定労働時間外に行う医師の研鑽は、診療等の本来業務と直接の関連性なく、かつ、業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者（以下「上司」という。）の明示・黙示の指示によらずに行われる限り、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しない。他方、当該研鑽が、上司の明示・黙示の指示により行われるものである場合には、これが所定労働時間外に行われるものであっても、又は診療等2の本来業務との直接の関連性なく行われるものであっても、一般的に労働時間に該当するものである。

②宿日直について

【医師、看護師等の宿日直許可基準】（令和元年7月1日基発0701第8号）

医師等の宿日直勤務については、次に掲げる**1～3の条件の全てを満たし、かつ、宿直の場合は夜間に十分な睡眠がとり得るものである場合**には、「宿日直の許可」を与えるよう取り扱うこと。

1. 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること

通常の勤務時間終了後もなお、通常の勤務態様が継続している間は、通常の勤務時間の拘束から解放されたとはいえないことから、その間の勤務については、宿日直の許可の対象とはならない。

2. 宿日直中に従事する業務は、一般の宿日直業務以外には、特殊な措置を必要としない程度または短時間の業務に限る

3. 一般の宿日直の許可の際の条件を満たしている

※下記の要項にて、当講演会の京都市内・南部地域分を開催いたしますので是非ご参加ください。

【京都市内・南部地域開催】

日時/令和元年12月12日(木)
午後2時～午後4時30分

場所/メルパルク京都

開催内容/1. 基調講演
テーマ：「医療機関における働き方改革と勤務環境改善の取組み」

講師：深澤理香氏
(深澤社会保険労務士事務所特定社会保険労務士)

2. 事例発表(事務部門、看護部門より各1施設発表)

3. シンポジウム

参加費/無料
定員/120名



「いきいき働く医療機関宣言」受付中!

～勤務環境改善で人材確保・定着へ。改善に向けてまずは宣言を!～

令和元年8月末現在、82病院が宣言され、認定取得に向けて勤務環境改善への取組みを開始されています。宣言書は、随時受付中です。未宣言の病院は、まずは「いきいき働く医療機関宣言書」をセンターに提出しましょう。

いきいき働く宣言医療機関 (令和元年8月末現在)

※表示はセンターへの宣言書到着順

- | | | | |
|----------------------|--------------------|---------------------|-----------------|
| 1 京都リハビリテーション病院 | 22 いわくら病院 | 43 洛和会音羽リハビリテーション病院 | 64 京都東山老年サナトリウム |
| 2 京都ルネス病院 | 23 相馬病院 | 44 洛和会東寺南病院 | 65 金井病院 |
| 3 田辺中央病院 | 24 向日回生病院 | 45 身原病院 | 66 京都鞍馬口医療センター |
| 4 田辺記念病院 | 25 亀岡シミズ病院 | 46 洛西シミズ病院 | 67 五木田病院 |
| 5 精華町国民健康保険病院 | 26 綾部市立病院 | 47 洛西ニュータウン病院 | 68 丹後中央病院 |
| 6 京都九条病院 | 27 稲荷山武田病院 | 48 医仁会武田総合病院 | 69 愛生会山科病院 |
| 7 西京病院 | 28 京都博愛会病院 | 49 武田病院 | 70 宇治病院 |
| 8 シミズ病院 | 29 学研都市病院 | 50 伏見岡本病院 | 71 京都桂病院 |
| 9 ほうゆうリハビリテーション病院 | 30 脳神経リハビリ北大路病院 | 51 京都岡本記念病院 | 72 西陣病院 |
| 10 宮津武田病院 | 31 京都回生病院 | 52 亀岡病院 | 73 大島病院 |
| 11 松ヶ崎記念病院 | 32 木津屋橋武田病院 | 53 高雄病院 | 74 むかいじま病院 |
| 12 長岡病院 | 33 嵯峨野病院 | 54 なぎ辻病院 | 75 市立舞鶴市民病院 |
| 13 京都南病院 | 34 京都南西病院 | 55 八幡中央病院 | 76 渡辺病院 |
| 14 新京都南病院 | 35 十条武田リハビリテーション病院 | 56 市立福知山市民病院 | 77 京都市民連あすかい病院 |
| 15 京都市民連中央病院 | 36 北山武田病院 | 57 田辺病院 | 78 洛北病院 |
| 16 もみじヶ丘病院 | 37 賀茂病院 | 58 蘇生会総合病院 | 79 南京病院 |
| 17 三菱京都病院 | 38 京都きづ川病院 | 59 京都双岡病院 | 80 新河端病院 |
| 18 吉川病院 | 39 宇多野病院 | 60 なごみの里病院 | 81 西山病院 |
| 19 宇治武田病院 | 40 洛和会丸太町病院 | 61 富田病院 | 82 京都武田病院 |
| 20 京都久野病院 | 41 洛和会音羽病院 | 62 綾部ルネス病院 | |
| 21 第二久野病院(京都久野病院と統合) | 42 洛和会音羽記念病院 | 63 六地藏総合病院 | |

お気軽にお電話またはご来訪ください。

※ご来訪される場合、事前にご連絡をお願い致します。病院訪問のご希望があれば、ご連絡ください。

京都府医療勤務環境改善支援センター
TEL 075-354-8830 FAX 075-354-8834

京都医療労務管理相談コーナー
TEL 075-354-8844 FAX 075-354-8834

相談内容など
秘密は厳守
します。

業務時間
場 所

月曜日～金曜日（土日祝日、年末年始を除く） 9時30分～17時30分
COCOON烏丸8階（京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地）